# 18世紀の尾張国知多郡東浦地域の酒造業の展開について

日本福祉大学経済学部 教授、知多半島総合研究所歴史・民俗部 部長 曲田 浩和

### はじめに

尾張国知多郡東浦地域の半田・亀崎は、酒造地帯として知られており、江戸積み酒の生産の中心地として栄えた。そこで、本稿では、天明期の知多郡酒造業の成長にいたる過程を、とくに半田村を中心とした知多郡東浦地域を対象に考えてみたい。

まず、尾張国知多郡の酒造業について、篠田壽 夫氏の研究<sup>(1)</sup>を参考に、天明期から幕末での状 況を概観する。

天明期以降、江戸積み酒の量が飛躍的に増加した。その背景には、18世紀後半の江戸での酒消費量の増大があげられる。江戸の下り酒の多くが灘・伊丹などの上方酒であり、江戸での上方酒は関東地廻り酒に比べ美味しい酒という評判であった。

一方、知多郡の酒造業は上方に比べ、江戸に近い海運上の利便性を活かし、拡大する江戸酒市場に知多酒を供給した。質・量ともに上方酒の江戸市場での優位性は変わらなかったが、知多酒を中心とする尾張酒の江戸下り酒のなかでの占有率は10%を超えたこともあった。しかし、19世紀初頭(文化期)に江戸移入の酒が供給過多に陥ったことにより酒価格が暴落した。上方酒より知多酒は味が劣ることから、その影響を受け知多郡では酒造業を廃業する者も現れ、知多酒造業はしだいに衰退していった。

天保期以降、知多郡では上方に近い味わいの持つ酒造りに成功し、上方の酒銘柄を知多酒の菰印に使用する類印商法などにより、知多酒の江戸市場への移出を伸ばしていった。、幕末期には尾張酒の江戸下り酒のなかでの占有率は16%に達した<sup>(2)</sup>。

18世紀の知多酒造業の展開については、知多郡西浦地域の小鈴谷村を対象に、荒廃農村の再建の視点から考えてみた<sup>(3)</sup>。知多郡東浦地域の場

合は、史料の制約上もあり、小鈴谷村のように酒造業の展開を地域社会との関係のなかで論じることは困難である。知多郡東浦地域の場合、一村で考えるのではなく、江戸積み酒を中心とした酒造地帯で考える必要があろう。村を広域的に捉えることで、酒造地帯としての地域性が見えてくると考えた。

そこで、17世紀末から18世紀後半(元禄から天明期)にかけての酒株数と酒造米高の変遷を追うことにより、知多郡東浦地域の酒造地帯が形成される状況を読み取ってみたい。

さらに、江戸積み酒が飛躍的に成長する要因に、 酒の味などの質の向上があったのではないかと考 える。知多酒造業の概観でも述べたように、酒の 味や質は、販売に大きな影響を与えた。

ただし、味や質は基準があいまいなため、歴史研究の場面での論証は敬遠しがちである。しかし、現在でも販売の重要な要素として味や品質があるため、できる限りこの点にも踏み込み、18世紀の知多酒の状況を探ることにした。

本稿では『刈谷町庄屋留帳』の記述から、刈谷市場での知多酒の価格や評判を、味や質を考えることにする。この史料は、1710年(宝永7年)から1875年(明治8年)までの約160年間にわたり、三河国碧海郡刈谷町の庄屋が年番で書き留めた公文書である<sup>(4)</sup>。長年にわたり書き続けられた公文書の性格を持つ史料であることから、個人の記録に比較して客観的な分析ができると考えている。

これらの問題を中心に酒造業の展開を促す要因となる環境について、酒造米や労働力などを踏まえて考察してみたい。

### 1 17世紀後半から 18世紀後半にかけての知多郡東浦地域の酒造家の変遷

17世紀後半から 18世紀後半にかけての尾張藩の酒改めの史料から、知多郡の酒造家について研究がされている。知多郡全体の酒造家数が確認できる史料として、もっとも古いものは 1697年(元禄 10年)の「酒かぶ帳」 $^{(5)}$ である。『新修半田市誌』によれば、「元禄十年酒かぶ帳」とするが、1665年(寛文 5年)の酒造家・酒株高であると指摘している $^{(6)}$ 。

さらに、『半田町史』<sup>(7)</sup>には 1715 年(正徳 5 年)の半田村「酒造米高御改帳」が掲載されており、 半田村の酒造家について考えることができる。そのほか、『新編東浦町誌』<sup>(8)</sup>『阿久比町誌』<sup>(9)</sup>には、 酒造家を営む諸家の文書から、酒株の移動に関する史料が掲載されている。知多郡は 17 世紀後半から、酒造業がさかんであり、江戸積み酒を行っていた地域であったが、酒造経営は不安定であり、 酒造りを継続している家は少なかった。

そこで、17世紀後半から18世紀後半にかけての知多郡東浦地域の酒造家の変遷について、これまで知られている史料に、1735年(享保20年)に作成された小鈴谷村「御用御触留帳」(10)に記されている江戸積み酒に関する史料を加えて考えてみたい。

この史料は、尾張藩の触留とともに、書き写されている。途中異なる文書が記されているが。基本的には3点の文書である。

- 1 酒問屋中から三州酒支配人中に宛てた書 状。6月20日付であり、荷物取扱いについ て不埒な中国船の存在を指摘し、封印のない 荷物があること、荷物積入れから水揚げまで 船頭に船を空けないように、三州酒支配人に 頼んだことなどが記されている。この内容か ら、三州酒支配人は、三州酒を積む船の支配 人であることがわかる。
- 2 酒問屋から三河・尾張の酒造家に宛てた書 状。卯7月6日付であり、積問屋が参会して 評議した内容を報告した。封印の焼印をしっ かりと付けてほしいことや、別紙(1の書状) に記したように、荷物の積入れから水揚げま

- で船頭は船を明けないように、支配人に頼ん だことが記されている。
- 3 三州酒支配人から三州酒問屋衆中に宛てた 書状。6月23日付の1の返書である。荷物 積入れから水揚げまで船頭は船を空けないこ とについて、船に申し渡したことや今後不埒 な振舞の船があれば、船問屋立ち会いで吟味 することなどが記されている。

表1

村木村 浜島惣助   緒川村 塚本源左衛門   石浜村 鈴木作左衛門   生路村 原田喜左衛門   藤江村 新美源左衛門	
石浜村 鈴木作左衛門   生路村 原田喜左衛門	
生路村	
<del>左照 は</del> 神谷惣助	
有脇村 神谷忠左衛門	
新美与右衛門	
間瀬庄五郎	
間瀬八左衛門	
問瀬芒丘街	
<b>1</b> 亀崎村	
成田久左衛門	
一次四久左嗣	
新美徳左衛門   乙川村	
乙川刊   利美百石斛  ]	
岩滑村 岩田屋伝右衛門	
小栗太郎兵衛	
川合金四郎	
小栗孫九郎	
竹内清三郎	
小栗甚左衛門	
小栗三郎兵衛	
川合仁右衛門	
半田村綿屋市郎兵衛	
田中久兵衛	
綿屋孫右衛門	
滝本源兵衛	
竹本清右衛門	
小栗七右衛門	
川合四郎左衛門	
竹本兵蔵	
沢田紋右衛門	
成岩村 石川孫右衛門	
竹内伝左衛門	
析内母右衛門	
草木村(阿久比谷)	
福住村(阿久比谷)	
類 早 カ 七 奈 明	
大古根村(阿久比谷)	
高岡村(阿久比谷) 中村勘三郎	
谷や長左衛門	
藤屋安兵衛	
植村(阿久比谷)   松屋庄右衛門	
個的(阿久瓦谷)	
利売片(百円	

出典:注(10)に同じ。

2の宛名は、100名の三河・尾張の酒造家である。 三河の酒積み船の支配人との間の書状であり、知 多郡のすべての酒造家が網羅されているわけでは ないが、知多郡東浦側の江戸積み酒造家について は、ほとんど記されているものと思われる。知多 郡の成岩以北の東浦地域の酒造家は【表1】の通 りである。さらに、1697年(元禄10年)・1735 年(享保20年)・1788年(天明8年)の酒造家 数を村別にまとめたのが【表2】である。

表2 18世紀の知多東浦地域(成岩以北)の 酒造家数と酒造株高

	元禄	元禄株高	享保	天明	天明石高
村木村	1軒	20石	1軒	1軒	1220石
緒川村	6軒	291石	1軒	3軒	3117.7石
石浜村	1軒	1石	1軒	1軒	1199.5石
生路村	0軒	0石	1軒	3軒	1416.7石
藤江村	0軒	0石	1軒	2軒	95.4石
有脇村	0軒	0石	2軒	11軒	8457石
亀崎村	3軒	70石	8軒	24軒	17367石
乙川村	4軒	130石	3軒	9軒	4122石
半田村	4軒	105石	15軒	23軒	18268石
成岩村	6軒	150石	3軒	5軒	947石
岩滑村	0軒	0石	1軒	3軒	1098石
阿久比谷	2軒	118石	12軒	0軒	0石
合計	27軒	885石	49軒	85軒	57308.3石

出典)元禄: 元禄10年(1697年)「酒かぶ帳」『大野町史』 享保: 享保19年(1735年)「御用触留帳」盛田家文書 天明: 天明8年(1788年)『半田市誌』本文篇、『新編東 浦町誌』本文編

その特徴を2点あげる。ひとつは、元禄から天明期にかけて半田村・亀崎村・有脇村・乙川村の酒造家が増加した。なかでも、半田村は元禄から享保期にかけて酒造家数の増加が顕著である。ふたつめは、阿久比谷は元禄から享保期にかけて酒造家は増えるものの、享保から天明期にかけて、酒造家が存在しなくなる。

まずは、半田村の酒造家の変遷についてみることにする。「正徳五年酒造米高御改帳」<sup>(11)</sup>には、1715年(正徳5年)から1720年(享保5年)までの他村から半田村酒造家への10件の酒株の移動がわかる。知多郡では、植村・成岩村・有脇

村などの周辺村だけでなく、大野村・多屋村の知 多郡西浦地域からの移動もあり、さらに春日井郡 からの移動もある。

半田村から有脇村への酒造株高38石の移動もあり、差し引きすると、1715年から1720年に、 半田村の酒造株高は911石増加したことになる。

名古屋駿河町の井桁屋甚右衛門が下半田村の半次郎に酒造米高50石を譲り渡そうとした史料がある。

### 【史料1】(12)

乍恐奉願上候御事

元禄拾丑年高

### \* 一酒造米高五拾石

右酒株私持分-御座候処、今般知多郡下半田 村半次郎方<sup>江</sup>譲り申度奉存候間、何卒 御役 所御帳面御附替之儀、乍恐奉願上候、

右之通被為 仰付被下置候ハ、、難有仕合奉 存候、以上

申七月十一日

右之通、甚右衛門奉願上候二付、御伺申上候、以上

丁代 長右衛門印 豆 又平印

### \* (付机)

「本文願之趣、此節難取揚候付、願書差戻候申九月十四日」

【史料1】は、1697年(元禄10年)の酒造米高の記載しかないことから、1715年(正徳5年)以前のものと考えられる。願書の差し戻しは、甚右衛門が自ら願書を取り下げたことによるものであり、半田村半次郎への株の移動は行われなかった。

『半田町史』(13)によると、尾張藩が半田村の酒造増樽の奨励に、金6000両の官金を貸与し、酒造の原料米の買い付け資金にしたと記されている。藩の酒造保護政策が、18世紀前半の半田村の酒造業の展開を後押ししたものと思われる。『新

修半田市誌』<sup>(14)</sup>にこの時期に半田村の酒造業が勃興したこと、他所積みを前提とした大規模なものであったことが記されている。【表2】より、1735年(享保20年)には他所積みを行っていた酒屋が、半田村に15軒存在することからも明らかである。

次に、阿久比谷の酒造家についてみることにする。阿久比谷は、阿久比川流域の内陸部の村々であり、乙川・亀崎・有脇の西側であり、いずれの村も海に面していない。

「元禄十年酒かぶ帳」<sup>(15)</sup>では、阿久比谷は、宮津村の八助の酒株高116石の1軒のみであった。 1715年(正徳5年)12月の酒造改めの際の作成された「知多郡宮津村酒造米書上ヶ帳」が掲載されており、記述形式は半田村のものと同様である。

### 【史料2】(16)

知多郡宮津村酒屋

物平

一米三百七拾石

古来ゟ造来候候高

一米七百七石

元禄十丑之年造高

一米二百三拾六石六升

正徳五未年造高

但丑之年三分壱積り

同村酒屋

平四郎

一米六石 古来ゟ草木村清兵衛造来候高 一米百弐十石 元禄十丑之年造高

右ハ知多郡草木村清兵衛酒株百八拾石之内、三年 以前日之年当村平四郎譲請造申候

Wind Co. L Tal 1

一米四拾石

正徳五未之年造高

但丑之年三分壱之積り

同村酒屋

市郎平

一米六石 古来ゟ稗之宮村権左衛門造来候高

一米六石 元禄十丑之年造高

右ハ知多郡稗之宮村権左衛門酒株拾弐石書上ヶ之 内、宝永八年寅之九月譲請造申候

一米弐石

正徳五未之年造高

但丑之年三分壱之積り

右書上ヶ申候通、相違無御座候、以上

知多郡宮津村庄屋

平四郎

正徳五未十二月

右之通ニ認、郡御奉行桜井作之右衛門様へ、十二 月廿二日ニ指上ヶ申候

【史料2】によると、宮津村には、1715年(正徳5年)12月の酒造米改めでは、3軒の酒造家が存在していることがわかる。そのうち、平四郎は1753年(宝暦3年)に酒造を休業し、おそくとも1788年(天明8年)には廃業している。惣平は1788年(天明8年)に、酒株236石6升を、緒川村惣兵衛に譲り渡した(17)。

### 2 享保から天明期にかけての知多郡東浦 地域の酒造業の展開

1788年(天明8年)の半田村・亀崎村・乙川村・ 有脇村4ヶ村の酒造米高は4万石であり、酒造地 帯が成立したともいえる。酒造米高2万石ともっ とも酒造米高の多い半田村の酒造家は、1730年 (享保15年)には15軒でり、1788年(天明8年) には23軒に増加する。しかし、享保期から天明 期まで続いている酒造家は、小栗太郎兵衛、川合 金四郎、綿屋孫右衛門、小栗七左衛門、竹本清右 衛門の5名である。酒造経営の継続は難しかった ものと思われる。

享保期頃までの他所積みを背景とした酒造業は、その延長で天明期まで考えることはできない。 1735年(享保20年)から1788年(天明8年) の酒造改めの間の酒造業の展開を別の角度から考える必要がある。

その一つは、『新修半田市誌』<sup>(18)</sup>に記されている鳴海の下郷次郎八家との関わりである。下郷家の江戸積み酒は、享保期には3000 樽程度であったが、宝暦期には5000 樽を超えるようになった。さらに酒造業は一族にも広がり、1780年(安永9年)の下郷次郎八家を含めた下郷家一族の江戸積み酒は1万樽を超えた<sup>(19)</sup>。下郷家では、尾張産酒を江戸で受け入れることができる江戸酒問屋を開店した。その時期は1741年(寛保元年)~1747年(延享4年)であった<sup>(20)</sup>。

下郷次郎八家と知多郡との関係を示すものとし

て、次の史料をあげる。

### 【史料3】(21)

借用申金子之事

一金弐百両也

元金也

但し利足

右者当辰冬、於布土村酒造致申候付、右元手金二 如斯借用仕慥ニ請取酒造致申所実証也、然上者元 金ニ利足ヲ加、来ル巳年内、江戸表御店<sup>江</sup>積送り 可申候、右酒代金ニー来ル九月迄ニ元利不残、急 度返済可申候、縦令如何様之儀御座候<sup>而茂</sup>、我等 致証判上者少し茂御損御苦労等懸ヶ申間敷候、為 後日借用手形加判依一如件

金借り主

明和九年

喜左衛門

辰十月

市兵衛

証人

半左衛門印

千代倉治郎八殿

【史料3】によると喜左衛門らは知多郡布土村で酒造をはじめるための資金として1771年(明和9年=安永元年)に金200両を鳴海の千代倉次郎八から借り受けた。返済は、来年の9月に醸造した酒を江戸に送り、その代金を借金の元利に当て、下郷家の江戸店で渡すというものである。喜左衛門は、名字は小栗であり、のちに酒造家・酢造家となる初代中野又左衛門の実家である。

知多郡東浦の酒造地帯のなかで、半田村だけが 鳴海組に属し、そのほかの村は東浦組である。半 田村と下郷家との関わりの深さがうかがえる。

二つめは、『刈谷町庄屋留帳』にみる刈谷市場における知多郡産酒である。刈谷町では他所からの酒を販売する際に、刈谷藩に代金を届けた。

【表4】によると、明和期から寛政期にかけて 酒価格は高騰していった。天明飢饉中に全国的に 酒造制限令が出され、価格が酒1合160文から 180文と高騰するが、寛政期に入っても、多少値 下がりするものの、酒1合100文以上であった。

1783年(天明3年)ころまでは、半田・乙川の酒が圧倒的に多いが、それ以降は刈谷町での知

多郡産酒がほとんどみられなくなる。天明飢饉で江戸市場の酒が少なくなる機会に乗じて、半田・乙川・亀崎の酒が刈谷市場から江戸市場へと販路を切り変えたことに要因があると思われる。この時期は刈谷市場の酒価格が高騰する時期にあたる。その理由は、天明飢饉により酒造制限令が発令され、市場に出回る酒が減少したためであると考えられる。

天明から寛政にかけて江戸への尾張酒の出荷が増えた。尾張国からの江戸積み酒は、1785年には5万樽を、1789年(寛政元年)には8万樽を超えた<sup>(22)</sup>。尾張産の江戸積み酒の主流は知多郡と鳴海であった。名古屋および周辺には酒造家が多くいたが、名古屋城下での酒の消費に対応したものであった。

天明飢饉が収束した寛政期も傾向は変わらず、 知多酒は江戸への出荷を伸ばしていった。江戸積 みを中心とする知多郡のなかでも半田・乙川の酒 について、『刈谷町庄屋留帳』の記述より考える。 まずは価格についてを取り上げる。

### 【史料4】(23)

乍恐奉頼 (願) 口上之覚

一諸白酒一升二付、代七十四文

右之直段二被為仰付被下置候樣二、宜樣御願被成 可被下候、何卒願之通被仰付被下候ハ、難有仕合 奉存候、以上

寅(明和7)二月

平七平三郎

松助

松平

長吉

七十弐文二被仰付候、二月十六日 一乙川諸白壱升 代八十弐文売

右之直段被仰付被下置候ハ、難有奉存候、宜御願 上可被下候、以上

寅二月

松助

平三郎

両人

是ハ願之通被仰付候

【史料4】は、明和7年(1770年)の一般的な諸白と乙川諸白との価格の違いである。一般的な諸白の価格を1升74文で刈谷藩に願い出たところ、1升72文に引き下げるように指示が出された。一方の乙川諸白は1合82文で願い出て、そのまま許可された。両者の諸白は1升で10文の開きがある。それだけ乙川の諸白が値段が高かったことがわかる。

### 【史料5】(24)

乍恐奉願口上之覚

一半田極上諸白全印壱升代百文売

右山三印之儀、半田村二て極上酒二御座候故、 元附直段格別高直二御座候処、殿方様ゟも御好 ミニ付、別段ニ小売仕度奉存候、先達て御願申 上候半田・乙川諸白とは直段格別高直ニ御座候 得は、同様ニ小売難仕御座候ニ付、無拠御願申 上候、右願之通ニ被為仰付被下置候様宜被仰上 可被下候、以上

(明和8)三月十七日

南横町

平左衛門

小久江太左衛門殿 木戸孫右衛門殿

酒直段品々ニ候得は、別段小売之儀御好ミノ方 え相対直段ニて勝手次第売候様被仰付候

【史料5】によると、1771年(明和8年)3月、 半田村の全印の極上諸白は1升100文であった ことが記されている。殿方様にも好まれ、別に小 売りにしてほしいと願い出た。半田・乙川の諸白 は格別高値であり、通常の小売りは困難であると いう。そのため、刈谷町南横町の酒屋平左衛門は、 売り手と買い手の相対直段での酒取引を刈谷藩に 願い出た。全印は小栗三郎兵衛のものと思われる。

小栗三郎兵衛は、「元禄十年酒かぶ帳」と 1735 年(享保 20 年)の他所積み酒造家にも名前がみ られる。1788 年 (天明 8 年) には記載はないが、 1789 年 (寛政元年) には、江戸積み酒の酒造家 として把握されている<sup>(25)</sup>。さらに、翌年には、酒 造人として手酒を江戸に送っていることが確認で きる<sup>(26)</sup>。また、1779 年 (安永 8 年) の当家の醸 酒価格報告として、元値段(仕込経費)と江戸酒 間屋に酒を販売した仕切値段が記されている<sup>(27)</sup>。

### 【史料6】(28)

乍恐奉願口上之覚

一半田酒江戸表格別引上ヶ申候ニ付、酒元高直 ニ相成、小売方甚難儀仕候、依之酒壱升ニ付 百十九文ニ被為仰付被下置候ハ、、難有仕合奉 存候

右之趣官御願上被成可被下候、以上

卯(明和9)七月十七日

中町 平七

小久江太左衛門殿 木戸孫右衛門殿

右之通願出候間申上候、以上

同日

庄屋 木戸孫右衛門

御奉行様

八月三日願之通被仰付候

【史料 6】によると、半田酒が江戸でとくに引き上がっているとある。半田酒の江戸での価格もしくは半田酒の評判が引き上がっているものと思われる。そのため酒元の直段が高くなり、刈谷市場の酒値段にも影響が出ており、酒 1 升 119 文の価格が酒屋から提示され、藩も許可をした。

安永から天明期にかけ、新酒は1升100文以下であったが、火入酒は1升110文を超えるようになった。1783年(天明3年)以降は、刈谷市場での半田・亀崎・乙川酒はみられなくなった。(【表4】参照)その代わりに、碧海郡高津波村、碧海郡中根村、知多郡渡内村などの酒が刈谷市場に入るようになった。知多郡渡内村は、知多郡西浦北部に位置した村である。渡内村では江戸積み酒ではなく地廻り酒を生産していたものと思われる。

## 3 半田・亀崎周辺の酒造地帯の成立と周辺地域

『刈谷町庄屋留帳』によると、半田・亀崎・乙 川の酒の販路が、刈谷から江戸に移行したことが わかる。先述した通り、尾張国からの江戸積み酒 は、天明から寛政にかけて増加した。その多くは 知多酒が占め、半田・亀崎周辺に酒造地帯が成立 したと考えられる。半田・亀崎・乙川・有脇の4ヶ 村の酒造家は、63 軒、酒造米高は4万石を超えた。

1800年前後の知多郡の状況を示した『尾張徇行記』<sup>(29)</sup>から、知多郡東浦地域の村の醸造関係を部分を抽出したものが【表3】である。有脇村・亀崎村・乙川村・半田村・成岩村には、あわせて約70軒の酒造家がおり、いずれの村も江戸に酒を送っていたことが記されている。

#### 表3 知多半島東浦地域における『尾張徇行記』に記された酒造屋

緒川村 洒浩屋四戸アリ

石浜村 | 酒や一戸アリ、…庄屋家造リヨシ、酒造を余業トス

藤汀村 洒浩屋二戸アリ

有脇村 酒造屋ハ十戸ホトアリ、酒ハ多ク江戸へ運漕ス

亀崎村 | 酒造屋ハ二十四五戸ホトモアリ、皆江戸積ヲスル也

乙川村│酒屋七戸アリ、是ハ多ク江戸へ積送レリ

半田村 | 酒造屋廿五戸酒酢焼酎皆江戸へ積送レリ

成岩村 | 酒造屋ハ五戸アリ、皆江戸積ヲスル也

その一方で、阿久比谷では酒造家が酒造を廃業している。【史料2】にあるように、宮津村の平四郎は酒屋を1754年(宝暦4年)に休業し、1788年(天明8年)に廃業した。また、同村の惣平も1784年に、緒川村の惣兵衛に酒造株を譲り渡した。

阿久比谷では、酒屋の米搗人足に雇用されている様子がわかる。

### 【史料7】(30)

### 坂部村

一此村ハ民戸英比川ノ西南ノ山ノ麓ニ建ナラビー 対立ノ所ナリ、高ニ准シテハ戸口多クシ佃主税 足り他村へ田畝ノ掟ナシ、春冬農隙ニ黒鍬又<u>酒</u> 屋ノ踏 碓ニ傭ハレ生産ノ助トナセリ

### 萩村

一此村ハ民居山ノ麓ニアリ小百姓ハカリニテ一対 立ノ所ナリ、農業一事ノ処ニテ耕夫ハ多シ、其 内乙川横松アタリヘ少シ掟アリ、農隙ニハ黒鍬 又ハ酒屋ノ踏碓ニモ傭ハルト也

#### 宮津村

一此村ハ民屋英比川ヨリ東平地ニ建ナラヒ村立大

体ヨク一村立ノ所ナリ、農事ヲ以テ専ライトナミトシ耕夫多ク他村へ田畝ノ掟ナシ(中略)又農 隙ニハ黒鍬ニ五十人余他邦へユキ、又ハ<u>酒屋ノ</u> <u>踏碓ニモ八十人ホトツ、モ傭ハレ生産トスル也</u> 板山村

一此村ハ福住村ヨリ川ニ沿ヒ東へユク山ノ交ヒニアリ(中略)サレハ<u>農隙ニハ酒屋ノ踏碓ニ多ク</u>出、又黒鍬ニ廿人ホトモ出ルト也

【史料7】の傍線部には、「酒屋ノ踏碓」が記されている。「踏碓」は米搗(精米)を意味し、おそらく半田や亀崎などの周辺地域の酒屋に雇われたものであろう。酒造業を辞めた平四郎・惣平の宮津村では、約80人が酒屋で雇われ米搗を行っている。

1735年(享保20年)には5軒の酒造家がみられた植村はもとより、高岡村・福住村・大古根村・草木村の12名の酒造家が存在した阿久比谷は、『尾張徇行記』には酒造りの記述はみられない。阿久比谷では、酒造りの地域から、酒造りを支える地域へと変化した。

18世紀の酒造米については、次の史料を掲げる。

### 【史料8】(31)

緒川村源左衛門・文左衛門、其外別段の御触状の 者共へ、土岐市右衛門様御口上にて被仰渡候趣 右の者共別て

此度奉行衆より申被渡候酒屋共、くわ名米、亀山米、三州米、他領米買取、酒造致由外より相聞へ、 甚不埒の至候、依之吟味をとげ、急度可被仰付候 筈なれとも、此度は先其通に致置候、重て他領米 取扱候において、当人は勿論村役人共迄急度被仰 付候間、其旨能々相心得、酒造いたし候ハ、御国 の米を買取酒造致候様ニ御申付御座候、

宝暦四戌年八月廿三日被仰渡候

右の外、酒屋共も能々右の次第相心得、向後他領 米堅取扱不申様ニ相心得候、村役人の申渡も無之 様トゆるかせ相聞へ候間、能々申し渡様可相心得 候

右の趣畏候、印形仕候

塚本宇八様

竹内文左衛門様 組頭長作殿

万助名代喜右衛門

出府八月廿六日暮六ツ過ニ参着、翌廿七日昼時ニ 役所へ出、八ツ過ニおこしやへ帰ル、廿八日七ツ 半頃ニ帰宅

【史料8】の緒川村の(塚本)源左衛門と文左衛門は酒造家であり、桑名米・亀山米・三河米といった他領米を買い取って酒造りを行っており、藩の郡奉行である土岐市右衛門から、それは不埒なことであり、尾張藩領の米を買い取り酒造りするように申し付けられた。他領米による酒造米は、知多郡小鈴谷村でも行われており、桑名米が酒造米に適しているという記述もある(32)。

領内産米を酒造米として用いることができる仕組みとして払居米制度があった<sup>(33)</sup>。払居米制度とは、秋に納めるはずの年貢をその年の春に金納する制度である。酒造家は、秋に収穫される年貢米を春の時点で事前に購入することができ、藩に年貢金を先納した。藩にとっては確実に年貢金を受け取ることができ、酒造家にとっては、秋の酒仕込みの時期に酒造米を確保することができた。

### おわりに、

篠田壽夫氏が提示した 18世紀前半から 18世紀後半にかけての半田・亀崎周辺の酒造業の展開について、おもに3つの論点を付け加えて、考えてみることにした。

一つは1735年(享保20年)の知多郡東浦地域の他所積み酒造家50名を一覧にすることで、1778年(天明8年)との比較をすることができ、酒造地域や酒造家の違いが明らかになった。宮津村の惣平や半田村の小栗三郎兵衛など、その時期に酒造業を営んでいるものもおり、課題は残るが、おおまかな傾向を把握することはできる。

篠田壽夫氏は、元禄から享保期にかけて、酒の江戸積みから半田村酒造業の展開期と位置づけている<sup>(34)</sup>。その点について異論はないが、その延長で、天明期の酒造業の発展を考えることはできない。

小鈴谷村の盛田久左衛門は1731年(享保16年) ごろに自ら酒造経営をはじめ、江戸積み酒を出荷したとされる<sup>(35)</sup>。1735年(享保20年)には、知多郡東浦地域で48軒から他所積み酒が出荷されていたことが明らかである。天明期には85軒となった。その後、半田・亀崎周辺に江戸積み酒造家が集中していったものと思われる。

半田村の酒造家は、享保から天明期の約50年で、14名から23名に増加した。両時期ともに名前がみられるのはわずか5名である。同一人物でなくても、家族・親類が継承することがあるため、正確な継承数は明らかではないが少ないといえる。小栗三郎右衛門のように、江戸積みを中心とした酒造業を行っているにもかかわらず、株改めなどの人名に記載がない者もいる。また、1735年(享保20年)に半田村の酒造家の竹本兵蔵は、1787年(天明7年)には酒造家として名前が存在する半田村の竹本兵吉、吉蔵と関わる家であったと思われる。竹本吉蔵、兵吉は、1731年(享保16年)には、半田村から江戸に派遣された江戸酒問屋と地元の酒造家をつなぐ酒支配人をつとめていた(36)。

二つめは、天明期以降の知多郡東浦地域の江戸 積み酒の成長の背景には、刈谷市場から江戸市場 への転換があった。もとより、半田や乙川の諸白 は、刈谷周辺の地諸白に比べて価格が高かった。 半田酒の江戸市場での、評価もしくは価格が上昇 したことが、その理由と思われる。

三つめは、阿久比谷では、1735年(享保 20 年)に12軒の酒造家がみられたが、1787年(天明 7年)にはみられなくなった。その後、米搗人足の供給地となった阿久比谷は、酒造りを行う地域から半田・亀崎を中心とする酒造地帯を支える地域として変化していった。

半田・亀崎の江戸積み酒が増えていく天明期に、 宮津村の惣平のように酒株を譲り渡す酒造家もいた。また、1697年(元禄10年)に大野の木下仁 右衛門とともに知多郡の酒造改めを勤めた緒川村 の沢田仁右衛門も、1754(宝暦4年)頃より酒 造を休業している<sup>(37)</sup>。知多郡東浦地域の酒造家の 変遷でも明らかなように、18世紀後半に至るま では、酒造経営が不安定であったことがわかる。

『刈谷町庄屋留帳』には、半田・乙川の酒が別格であることや、地諸白との価格差があることが記されている。半田周辺の酒が。江戸積み酒として品質の高い酒を出荷が可能であり、それ以外の場所では、そのような酒造りができなかった可能性ある。

つまり、江戸向けの高品質(美味しさ)の酒を 造ることができた地域が酒造地帯として成立して いったと考えることができる。

江戸市場への展開については、尾張藩の保護、 江戸積み酒を運ぶ廻船のあり方などとあわせて論 じる必要がある。いずれも今後の課題としたい。

### 注一覧

- (1) 篠田壽夫氏は、江戸時代初期から明治時代 にわたり、知多酒の歴史的変遷を追った研究を 行っている。知多酒の全体に関わる論考は、「知 多酒の盛衰」『社会経済史学』55-1(社会経済 史学会 1989年)、「尾張国知多郡酒造業と尾 張藩の財政改革」『酒史研究』第4号(日本酒 造史学会 1986年)である。
- (2)日本福祉大学知多半島総合研究所・博物館「酢の里」共編著『酒と酢』〈中埜家文書にみる酢造りの歴史と文化5〉(中央公論社 1998年)。
- (3) 拙稿「18世紀における知多地域の変容と酒 造業の展開-小鈴谷村の場合-」(日本福祉大 学知多半島総合研究所『知多半島の歴史と現在』 No.17 2013年)。
- (4)『刈谷町庄屋留帳』(第一巻 愛知県刈谷市 1979年)。
- (5) 『大野町史』(大野町役場 1929年)。
- (6)『新修半田市誌』本文篇上巻(愛知県半田市1990年)。
- (7)『半田町史』(愛知県知多郡半田町 1914年、 復刻版 名著出版 1973年)。
- (8)『新編東浦町誌』(資料編4 近世 愛知県 知多郡東浦町 2004年)。
- (9) 『阿久比町誌』 (資料編6 阿久比町 1992 年)。
- (10)「御用御触留帳」(享保20年7月吉日)盛

田家文書。論文末【史料9】参照。

- (11) 前掲『半田町史』。
- (12) 尾張国名古屋笹屋町井桁屋三輪家文書(国文学研究資料館蔵)。
- (13) 前掲『半田町史』。
- (14) 前掲『新修半田市誌』。
- (15) 前掲『大野町史』。
- (16)「知多郡宮津村酒造米書上ヶ帳」前掲『阿 久比町誌』。
- (17) 前掲『阿久比町誌』 宮津村惣平より酒株 を譲り受けた側の史料は、前掲『新編東浦町誌』 (資料編) に掲載されている。
- (18) 前掲『新修半田市誌』。
- (19)下郷家文書 外山半三蔵 『下郷家文書目録』 (〈新修名古屋市史報告書5〉名古屋市総務局 1999年)による。「史料群解説」『愛知県史 資料編15 名古屋・熱田 近世1』(愛知県 2014年)によれば、この文書群は、名古屋市 博物館寄託、現在は、外山千鶴子所蔵である。
- (20) 下郷次郎八の江戸店の開店時期は定かではないが、「解題」(前掲『下郷家文書目録』)には、 寛保(1741年~1744年)ごろとあり、前掲『愛知県史 資料編15 名古屋・熱田 近世1』 には、1747年(延享4年)とある。いずれも 後世の史料を根拠としているため、明確にはな らないが、下郷家の江戸店開設は1740年代の ことと思われる。
- (21) 中埜家文書(前掲『新修半田史誌』上巻)。
- (22) 柚木学『近世灘酒経済史の研究』(ミネルヴァ 書房 1965年)。
- (23) 『刈谷町庄屋留帳』第4巻(愛知県刈谷市 1978年)。
- (24) 前掲『刈谷町庄屋留帳』第4巻。
- (25) 『半田市誌』本文篇(愛知県半田市 1971 年)。
- (26) 村瀬正章『伊勢湾海運・流通史の研究』(法 政大学出版局 2004年)。
- (27) 前掲『新修半田市誌』。
- (28) 前掲『刈谷町庄屋留帳』第4巻。
- (29) 名古屋市蓬左文庫編『尾張徇行記』第六巻 (愛知県郷土資料刊行会 1976年)。

- (30) 前掲『尾張徇行記』。
- (31)「乍恐奉願上候御事(酒株分割願)」「緒川 区有文書」(前掲『新編東浦町誌』近世 資料編)。
- (32) 前掲拙稿。
- (33) 篠田壽夫「知多郡御払居米制度の変遷」『豊田工業高等専門学校研究紀要』第15号(1982年)。
- (34) 篠田前掲論文「尾張国知多郡酒造業と尾張 藩の財政改革」。
- (35) 前掲『新修半田市誌』、篠田壽夫「知多酒 の市場-盛田久左衛門家の場合」『豊田工業高 等専門学校研究紀要』第16号(1983年)。
- (36) 前掲『新修半田市誌』。
- (37) 前掲『新編東浦町誌』。

### 【史料9】

手前商内中間触

御公儀様触状<sup>二而</sup>ハ無御座候覚付二入共 以手紙啓上仕候、残暑甚夕御座候得共、御堅勝被 成御座珍重二奉存候、私<sup>者</sup>無異議罷有候

- 一先達<sup>而</sup>被仰下候御荷物改方之義ニ付、又々今日 船々共打寄評議仕候処、請取方吟味仕候得共、 是迄封印等不用ニー御含入候<sup>茂</sup>、有之又ハ封印 □無之御荷物も御座候ニ付、改方聢と吟味致シ かたき筋も御座候、向後封印之義御一同ニ被入 御念、口前錠一面すん切ニ被成焼印弐ツツ、御 押被成候ハ、、船々改方致吟味能御座候、猶又 元船<sup>工</sup>荷物積込候より当地水上ヶ仕廻候迄ハ、 船頭衆船を明ヶ不申候処ニ被仰渡度奉存候
- 一不埒成有之節致方之義、評義仕候処、上方船之 儀右不埒成儀有之候節も船□立置候得共、中国 船之義ハ、是迄不埒も無御座、究<sup>茂</sup>致置不申候、 依之数付左ニ申上候
- 一向後不埒成仕方有之候ハ、、船問屋衆立合吟味 之上、縦拾之内壱樽ニーも封印相違有之印□不 残元船立□戻し、時之相庭を以、代金当座受取 可申候、其上及露見為過料元船ゟ申付、船問屋 衆工預ヶ可申事

右之趣御座候、各々様御聞寄、御報可被仰下候、以上

六月廿日

積問屋中

三州酒

御支配人中様

通飛脚一筆啓上仕候、残暑強御座候得共弥御堅 固ニ可被成御座と大慶奉存候、随テ我々共無逢 儀罷有候、乍憚貴意安思召可被下一荷物致方之 儀、此度問屋衆ゟ委細申参候間、則本紙善為登 申候、御披見可被下候、夫ニ付我々共参会評議 仕、別紙之通返事仕候間、向後御積出シ別而仕 入御念之被下候、尤是迄封前焼印無御座、唯印 茂多拝見<sup>江</sup>申候間、被仰合御一同ニ御吟味被罷 成可被下候

一此以後不埒船在之候節<sup>者</sup>問屋方船法相極り参候 -付、別紙御覧之通返事仕候、依之本船<sup>江</sup>御荷 物御積入より当地水上ヶ仕廻候迄船頭中船を明 ケ不被申候様-急度被仰付可被下候、右為心得 貴意如斯-御座候、恐惶謹言

深谷藤治郎 伊藤久兵衛 千代倉次郎右衛門 小栗三右衛門 新実次郎兵衛 遠州や次郎兵衛 三木屋市郎兵衛 高橋庄兵衛 榊原孫十郎 山田彦六 中川宗兵衛 間瀬清四郎

此者参与名付有

御植木右之通色付

今度御 御築山就被仰付候、別紙書付之通并さな木御用候間、其村々之内致吟味、右之木品有之候者委細書付、来ル廿日迄役所<sup>江</sup>持参可申付候、右木品無之村ハ其訳書付、是又右日限指出可申付、且又、御山築候、其内ふしと申者見分ニ相廻り申儀も可有之候間、其節指支無之処、相心得可申候

八月十二日

半坂才助

竹本兵蔵

竹本兵蔵

是ゟ本月分覚書也

卯七月六日

まへ被名付手前月分触分

高浜	高浜	高浜	長田藤左衛門様	小栗多郎兵衛様	小栗七左衛門様
石原善兵衛様	石原茂兵衛様	井上孫七様	成岩	半田	半田
同所	同所	同所	沢田紋右衛門様	竹内清三郎様	小栗三郎兵衛様
田島五郎兵衛様	石川重郎平様	神谷権右衛門様	半田	同所	同所
同所			川合四郎左衛門様	川合仁右衛門様	綿屋孫右衛門様
石川甚七様	神谷庄右衛門様		半田	司	乙川
高取	高取		綿屋市郎兵衛	田中久兵衛	酒居治右衛門
兵藤惣左衛門様	兵藤佐太郎様		乙川	乙川	亀崎
高棚	刈谷町	くつかけ	新美吉右衛門	新美徳左衛門	間瀬庄五郎
石川清兵衛様	大岡伝右衛門様	兼子源四郎様	亀崎	亀崎	亀
高棚	刈谷町	鳴海	間瀬八佐衛門	間瀬茂兵衛	間瀬金三郎
石川七右衛門様	大和屋甚兵衛様	千代倉治郎八様	亀崎	亀崎	亀
小垣江	刈谷町	鳴海	間瀬兵四郎	成田久左衛門	間瀬庄右衛門
柘植藤右衛門様	鴻池又左衛門様	加藤平右衛門様	亀崎	有脇	有脇
小垣江	はなその	同所	新美与右衛門	神谷惣助	神谷忠左衛門
柘植久兵衛様	寺田伝兵衛様	加藤佐治右衛門様	藤江	いくぢ	石浜
小垣江	中根	寺本	新美源左衛門	原田喜左衛門	鈴木作左衛門
井筒屋八左衛門様	山本勘右衛門様	大橋庄八様	緒川	村木	松江
本刈谷	本境	草木	塚本源左衛門	浜嶋惣助	一古七右衛門
神谷太郎左衛門様	神谷半平様	竹内伴右衛門様	松江	松江	浜尾
	和泉田	草木	一古七郎平	一古杢兵衛	岡田角左衛門
	神谷長四郎様	竹内伊右衛門様	浜尾	東浦	わし塚
福住	植村		升屋与四右衛門	中根又左衛門	片山八治郎
升屋杢左衛門様	藤屋安兵衛様		あざい	江原	小嶋
高岡	植村		辻村五郎兵衛	辻三五郎	新美相兵衛
中村勘三郎様	松屋庄右衛門様		深溝	中垣内	同所
大こね	植村		斎藤斧右衛門	中根勘兵衛	中根吉兵衛
綿屋久左衛門様	杉屋林右衛門様		中垣内	萩原	西尾
同所	同所		中根五右衛門	粕谷徳治郎	両口や六兵衛
辻才兵衛様	新美庄治郎様		西尾	同所	形原
植村	やなへ		辻与左衛門	永田清右衛門	浅井□八
谷や長左衛門様	岩田屋伝右衛門様		西ノ郡	同所	不相村
大ノ	成岩	半田	三好彦馬	加藤長八	内田甚八様
西村助左衛門様	石川孫右衛門様	小栗甚左衛門様			
コスカヤ	成岩	同所	酒問屋衆江	<b>返事之写</b>	
盛田久左衛門様	竹内伝九郎様	滝本源兵衛様	一御荷物御請取	方之儀ニ付、又々	7 御本会御評議。
ヲカタ	半田	半田	上思召入委細	被仰処、承知仕億	g、是迄封印不同
久村平左衛門様	川合金四郎様	竹本清右衛門様	在候ニ付、御	吟味難被成筋 <sup>茂</sup> 御	即座候由、御尤

布土

大足

同所

闰

豊嶋藤右衛門様 小栗孫九郎様

司

同

竹本兵蔵様

一御荷物御請取方之儀ニ付、又々御本会御評議之 上思召入委細被仰処、承知仕候、是迄封印不同 在候ニ付、御吟味難被成筋<sup>茂</sup>御座候由、御尤ニ 奉存候、其段も先達<sup>而</sup>何主<sup>江</sup>申達候、且又元船<sup>江</sup> 荷物積込ゟ当地水揚ヶ仕廻儀迄、船頭舟を明ヶ 不申候様ニと被仰下、又先達<sup>而</sup>申渡し候 一向後不埒成仕方之船<sup>茂</sup>有之候ハ、船問屋衆御廻 合御吟味之上、拾駄之内壱樽ニても紛鋪荷物不 残元船へ御戻シ可被成候旨、御尤ニ御座候へ共、 此儀者無別条荷物御請取被成、難樽封印戻シ、 其上為過点元船五十目□船問屋衆預ヶ被成候御 事、御尤ニ奉存候、右之報申上度如此ニ御座候、 以上

六月廿三日

三州支配人中

三州

酒問屋衆中様

御用筋ニ付、御答手前中満、右商内 6の書状ニ 而と取之~~ \*「」内は別文書の挿入である。 なお、破損による判読できない文字は□とした。

表4 刈谷町における地域酒の価格表

年月	場所	酒種·酒銘	代金(1升につき)	火入
明和1年2月		諸白	68文	
明和2年7月	   半田	諸白	76文	3番
明和3年6月	十四	諸白	84文	2番
明和3年8月			90文	
明和4年2月	鳴海	花之井諸白	90文	
明和4年4月			80文	
明和4年6月	半田		82文	
明和4年亥7月			87.3文(100文)	
明和4年12月	半田/鳴海	諸白	74文	
明和4年12月	半田	古酒	110文	
明和5年6月	半田/鳴海	諸白	88文	
明和5年8月	名古屋	諸白	100文	
明和6年1月	半田/鳴海	諸白	82文	
明和6年5月	- 半田	諸白	86文	1番
明和6年11月	十山	古酒	92文	
明和7年2月		諸白	82文	
明和7年5月	乙川	諸白	90文	
明和7年8月		諸白	106文	
明和8年1月	半田/乙川	諸白	92文	
明和8年3月		極上諸白ヤマ三	100文	
明和8年6月		諸白	100文	2番
明和8年7月		諸白	110文	
明和8年11月	]   半田	古諸白	120文	
明和8年11月	十四	新諸白	100文	
安永元年6月		諸白	108文	1番
安永3年4月		諸白	86文	1番
安永3年5月		ヤマ三印諸白格別酒	90文	
安永3年7月			100文	3番
安永3年10月		諸白	108文	1番
安永3年12月	· 乙川/高浜	新諸白	80文	
安永3年12月		古諸白	116文	
安永4年5月			88文	1番
安永4年7月			94文	

年月	場所	酒種·酒銘	代金(1升につき)	火入
安永4年7月	半田	丸一	104文	
安永4年11月		古酒	108文	
安永4年11月	乙川/高浜	新酒	80文	
安永5年9月		諸白	104文	
安永5年11月	<b>立</b> 火	新諸白	94文	
安永5年11月	高浜	諸白	83.5文	
安永6年1月	Z川		94文	
安永6年4月	高浜	諸白	105文	
安永6年4月	半田	諸白	101.77文	
安永6年5月		諸白	114文	
安永6年8月	 - 半田/乙川	諸白	120文	3番
安永6年12月	] 十四/ 乙川	新諸白	94文	
安永6年12月		古諸白	122.1文	
安永7年4月			106文	1番
安永7年7月1			110文	
安永7年7月		竹本清右衛門	102.5文	2番
安永7年7月	半田	諸白	102.5文	2番
安永7年閏7月			110文	1番
安永7年閏7月	_	ヤマ三	116文	
安永9年6月		竹本清右衛門	108文	
安永9年6月	乙川	I North	108文	
安永9年10月	- V	古酒	124文	
安永9年12月	半田/乙川	新酒	92文	O TF
天明元年閏5月	N/, FTT	諸白	108文	2番
天明元年5月	半田	=₩ <i>Ի</i>	87.8文	
天明元年7月	半田/乙川 乙川	諸白	120文	
天明元年7月 天明元年11月	ارار	諸白 新酒	103.1文 84.2文	
天明元年12月	半田	新酒	100文	
天明元年12月	ZJI	古酒	100文	
天明2年5月	半田/乙川		116文	
天明2年8月	乙川/亀崎		128文	3番
天明3年1月日	半田/乙川/亀崎	нан	126文	0 н
天明3年2月	半田/亀崎	+	142文	
天明3年6月	1 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/	諸白	140文	2番
天明3年8月	- 中根	諸白	150文	3番
天明4年1月	1 . "-`		160文	- 144
天明4年閏1月	地	諸白	104文	
天明4年閏1月		諸白	150文	
天明4年6月14日	1 4.40	諸白	185文	2番
天明4年12月	中根	諸白	115文	
天明5年1月	1	諸白	124文	
天明5年7月	中根/高津波	諸白	114文	
天明5年12月4日	和泉/中根	諸白	124文	
天明6年閏10月	中根	古諸白	184文	
天明7年5月19日	尾州/中根		234文	

出典)『刈谷町庄屋留帳』第2巻·第3巻 刈谷市教育委員会 1979年